

大牟田市公用車(共用車両)広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市広告掲載要綱(平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、大牟田市公用車(企画総務部公共施設マネジメント推進課が所管する共用車に限る。以下「公用車」という。)に対する広告物の掲出(以下「広告掲出」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準)

第2条 公用車に掲出する広告物は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 大牟田市広告掲載基準(平成27年12月11日施行。以下「基準」という。)
- (2) 大牟田市公用車(共用車両)広告掲出基準(平成20年12月19日施行。以下「車両基準」という。)

(広告掲出に係る公用車)

第3条 広告掲出を行う公用車、広告掲出の位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに市長が定めるものとする。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

第4条 公用車に掲出する広告物は、広告主が、経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って広告物を製作し、掲出し、及び撤去するものとする。

- 2 広告主は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第5条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせ及び剥がれなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(屋外広告物の申請等)

第6条 大牟田市屋外広告物条例(平成26年条例第1号)による広告物の許可申請等の手続きは、広告主の責任において行い、その費用は、広告主の負担とする。

(広告主の募集)

第7条 広告掲出を希望する者の募集は、市長が公用車の運行管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、広報誌又は市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第8条 広告掲出を希望する者は、大牟田市公用車(共用車両)広告掲出申込書(様式第1号)により、市長に申し込まなければならない。

- 2 前項の申し込みをするときは、基準第5条第1項第13号から16号に基づき、暴力団又はその構

成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会するための役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

ただし、当該年度に大牟田市の登録業者となっている場合は、添付を省略することができる。

なお、市が必要と認め提出を求めた場合は速やかに提出しなければならない。

（広告掲出の審査及び決定）

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込者に対し、広告物の内容を記載したデザイン、素材、ラフスケッチその他審査の可否を判断するために必要な資料の提出を求めることができる。

2 市長は、広告掲出の決定に当たっては、要綱第8条及び第9条に基づき、審査をしなければならない。

3 市長は、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該申込者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

4 市長は、広告掲出の可否を決定し、大牟田市公用車（共用車両）広告掲出決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

5 募集した広告掲出について複数の申し込みがあったときは、申込日を基準として先着順により決定する。

（広告掲出料）

第10条 広告掲出料は、市長が定める枠につき1月1平方センチメートル当たり1円で算出して得た額とする。ただし、算出金額に100円未満の端数があるときは、その端数を100円単位に切り上げるものとする。

2 前項に規定する広告掲出料の額は、掲出する広告の面積が市長が定める枠の面積を下回っても減額しないこととする。

3 広告掲出料は、広告掲出に係る契約の締結後、市長が定める日までに納付するものとする。

（広告掲出の期間）

第11条 広告掲出の期間は、1月を単位として、市長が決定した期間とする。

2 広告掲出の開始日及び終了日は、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

（広告物の内容の変更）

第12条 広告主は、既に広告掲出した広告物について、その内容等を変更することができる。この場合においては、1月を単位として変更を行わなければならない。

2 前項の規定により変更を希望する広告主は、大牟田市公用車（共用車両）広告内容等変更申込書（様式第4号）により市長に申し込まなければならない。

3 市長は、変更承認の結果について、大牟田市公用車（共用車両）広告内容等変更承認通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

4 第9条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による市長の承認について準用する。

（広告掲出の停止）

第13条 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲出中の広告物を一時撤去し、又は不可視の状態にすることができる。

（広告掲出の決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲出を取り消すことができる。

- (1) 広告掲出料が指定した期日までに納付されないとき。
- (2) 広告主が書面により辞退を申し出たとき。
- (3) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出の取り消しがなされた場合であって、当該許可に係る広告掲出をすでに行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 広告主は、広告掲出方法のかし等自己の責めに帰すべき事由により、公用車をき損し、若しくは破損し、又は第三者に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償等を行わなければならない。

(広告掲出料の返還)

第16条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲出の決定を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還することとする。

2 前項の規定により返還する広告掲出料は、掲出を取り消した日を基準として日割計算により算定した額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告掲出期間の延長)

第17条 市長は、広告掲出の期間内に広告主の責めに帰さない理由により広告掲出を停止したときは、停止日数に応じて、掲出期間を延長する。

2 前項の規定にかかわらず、停止日数が5日未満の場合は、掲出期間の延長は行わない。

(委任)

第18条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成20年12月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年10月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月14日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年11月8日から施行する。

年 月 日

大牟田市公用車(共用車両)広告掲出申込書

大牟田市長 様

公用車への広告掲出を以下のとおり申し込みます。

広告掲出希望者	所在地		〒 —
	名称		
	代表者職氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
掲 出 希 望 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
掲出希望公用車及び掲出場所			
掲 出 希 望 面 積		m ² (縦 cm × 横 cm)	
広 告 の 内 容 及 び 仕 様			
そ の 他		申込みに当たっては、関係法令、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市公用車(共用車両)広告掲出取扱要領及び大牟田市公用車(共用車両)共用車両広告掲出基準の内容を遵守します。また、大牟田市が市税納付状況調査及び暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会を行うことに同意します。	

様式第2号(第8条関係)

役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 様

(届出者) 主たる事務所

の所在地

法人(団体)名

代表者名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第5条に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役 職	(ふりがな) 氏 名	性 別	生 年 月 日
代表者			

備考1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記 入 要 領

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

(1) 株式会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)

(2) 合名会社又は合同会社については、社員

(3) 合資会社については、無限責任社員

(4) 社団法人又は財団法人については、理事(代表理事を含む。)

(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者

(6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

(7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人を置く場合は、支配人

イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

様

大牟田市長



大牟田市公用車(共用車両)広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった公用車(共用車両)広告掲出について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 掲出する
	☐ 掲出しない (理由)
掲 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

年 月 日

大牟田市公用車（共用車両）広告内容等変更申込書

大牟田市長 様

既に広告掲出している広告物について内容を変更したいので、以下のとおり申し込みます。

広告掲出希望者	所在地		〒 —
	名 称		
	代表者職氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
変更の理由			
変更後の内容			

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

様

大牟田市長



大牟田市公用車(共用車両)広告内容等変更承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告内容等の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 承認する
	☐ 承認しない (理由)
承 認 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	